

第164号

# くらしのウォッチャーだより

## contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー10月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

### 見守り 新鮮情報

「排水管の高圧洗浄 **3千円**」というチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者から渡された見積書は **2万円** を超えていたが、自分が家に呼んだので断ったら申し訳ないと思い、契約書にサインした。その後、同じ業者の

別の人が家に来て、「排水設備が老朽化しているので、全部交換したほうがいい。交換しないと家が傷んでしまう」と言われ、**20万円** の排水工事の契約を結んでしまった。

(80歳代 女性)



## 排水管の高圧洗浄 トラブルに注意

料金の条件や詳細な説明が小さな文字で記載されていたり、目立たない部分に記載されていたりすることがあります。チラシの内容をしっかりと確認しましょう。

(国民生活センター 見守り新鮮情報より引用)

# 消費生活関連

10月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

## 電話勧誘

\* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です \*

- ・「いらなくなった背広やカメラ, 時計など昔使っていた物はないですか, 見せてください。」と言われたので「ない。」と断ると「他の業者が入ってなくなったのですか。」などとしつこかった。何も無い旨伝えて再度断ったところ, 電話が切れた。
- ・保険の見直しについて勧誘する電話が2件あった。
- ・「住宅の火災保険に入っていると思うので毎度お知らせしている。専門の工務店が無料の点検に行く。」と言われた。「ボランティアですか。」と聞くと、「住宅の火災保険を使わないでしまうお宅があるので。」と説明されたので、「うちには担当の業者がいる。」と言って断った。
- ・塗装業者から「屋根の塗装について。」と電話があったが, 必要ないのですぐ断った。
- ・大手電化製品の取扱代理店を名乗る業者から, 「太陽光蓄電池の設置」の勧誘があった。価格が高いので検討していないと断ったら電話が切れた。
- ・切手, 貴金属, 買取業者から電話が来たが説明も聞かずに切った。
- ・高校の娘に以前中学の時に通っていた塾から勧誘の電話があった。
- ・事業所等不明な勧誘電話が何度もかかって来た。夜8時頃に何回も電話がかかって来た。



## その他

- ・「水まわり修理」の広告が自宅のポストに入っていた。広告には磁石が付いていたため, 気づかぬ間に金属製のポストの内側に6枚も貼りついてた。業者の情報はフリーダイヤルだけで, 住所や会社名が書かれていない。
- ・再来年, 成人式を迎える娘に着物レンタル業者からのDMが届いた。コロナで成人式が中止になり, キャンセル料が問題になっているが, この会社は中止になっても全額返金と記載してあった。
- ・新聞折り込みチラシの「リコール品回収」の情報で, 「FF式石油暖房機」について, 今でも危険な状態で見つかっていることや, 「電気カーペット1992~2005年製」を引き続き探しているとあった。
- ・破産手続き中の詐欺業者の情報が新聞に「当該事業者は高齢者に対し, 小切手で支払いをさせていたことが捜査関係者への取材でわかった。」と掲載されていた。
- ・新聞記事に「うその情報を伝える不審メールが不特定多数に送付されている」として注意を呼び掛ける情報が載っていた。不審なメールの内容は「新型コロナウイルス対策で国民一人当たり10万円を配った特別定額給付金を巡り2回目の給付金が決定した」といったもので, 犯罪に用いられる可能性があるため, 決してリンクにアクセスしないようにと注意喚起があった。



## 消費生活相談員からのコメント

コロナ禍で営業を自粛していた事業者が徐々に営業を再開したと思われ, 今月は音声ガイダンスを利用した電話勧誘の報告はありませんでした。電話の相手が「機械」ならば, 必要のない勧誘だとわかった時点で電話を切ることはできそうですが, 相手が「人」の場合は電話を切るタイミングに迷うことがあります。毎回, 業者からの勧誘電話への対応に苦労している場合は在宅中であっても留守番電話機能を活用することを勧めます。訪問業者の場合は悪質な点検詐欺も横行しているので, きちんと施錠し必要のないものはきっぱりと断りましょう。

# 食品の品質表示

10月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈10月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	薩摩芋	名称・産地	24	有	24
		キウイフルーツ			無	0
	水産物	魚	名称・産地	24	有	24
		鶏肉			無	0
加工食品		乾燥海苔	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	12	有	12
					無	0

## ◆報告

- ・シャインマスカットの「産地は商品に記載」となっていたが、値段シールの上部に印刷されていた。小さくて見にくい上に、産地も山梨と山形が入り混じって置かれていた。
- ・スーパーの地場産品売り場で葉つきの大根が売っていた。大根の葉は自家栽培でないと入手しにくいので、よい売り場だと感じた。
- ・葉物野菜の価格が安定したように思う。
- ・海苔のアレルゲン表示に、「えび・かに(甲殻類)が混ざる漁法(養殖方法)で採取しています。」と表示されていた。
- ・海苔のアレルゲン表示がないと思っていた。



## 消費生活相談員のコメント

### ◇乾燥海苔のアレルギー表示について

加工食品のアレルギー表示は、表示義務のある特定原材料として、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)の7品目、推奨表示の特定原材料に準ずるものとして、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの21品目が挙げられており、上記に該当しない乾燥海苔に表示義務はありません。但し、いわゆる「味付け海苔」の調味料などに上記品目が含まれている場合は、義務表示や表示が望ましいケースがあります。

意図しない混入(コンタミネーション)の可能性が排除できない場合については、「入っているかもしれない」といった可能性の表示は法律で認められていないため、「えび・かに(甲殻類)が混ざる漁法(養殖方法)で採取しています。」などの注意喚起を表記しています。

### ～編集後記～

消費生活センターは悪質商法による被害や商品・契約などのトラブルといった消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や各種情報提供を行っています。

主な仕事としては、①商品や契約など消費生活に関する相談②消費生活に関する講座やセミナーの開催③消費生活に関する情報発信をしています。消費生活センターはみなさんの強い味方です。大崎市消費生活センター(☎21-7321)へご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和2年10月29日第1回消費生活講座「多様なキャッシュレス決済と消費者被害の現状」

令和2年11月20日 発行